

総務建設常任委員会

令和4年3月10日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年3月10日(木) 午前9時30分 開会
午後0時17分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	梨本 洪 珪
副委員長	松林 謙 司
委員	西川 善 浩
〃	横井 晶 行
〃	吉村 始
〃	川村 優 子
〃	増田 順 弘
〃	下村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	柴田 三 乃
〃	坂本 剛 司
〃	奥本 佳 史
〃	谷原 一 安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古 和 彦
副市長	溝尾 彰 人
企画部長	吉川 正 人
人事課長	植田 和 明
人事課主幹	南 直 美
人事課長補佐	森本 啓 二
総務部長	吉村 雅 央
総務部理事	米田 匡 勝
生活安全課長	竹本 淳 逸
〃 補佐	増田 智 宏
都市整備部長	松本 秀 樹
都市計画課長	奥田 雅 彦

〃 補佐 淡 中 ひとみ
建設課長 安 川 博 敏
〃 補佐 屋 根 良 宣
〃 補佐 西 川 好 彦
〃 補佐 西 川 基 之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩 永 睦 治
書 記 吉 田 賢 二
〃 高 松 和 弘

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第4号 葛城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて
議第5号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
議第3号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
議第6号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
議第7号 葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
議第8号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
議第9号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
議第12号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
議第14号 奈良県広域消防組合規約の変更について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 都市計画法一部改正に伴う区域見直しに関する事項について
(2) 尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について

開 会 午前9時30分

梨本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。本日は何かとご多用の中、総務建設常任委員会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。昨日までの一般質問に続き、本日よりいよいよ委員会が開催されます。まだコロナウイルスの猛威は本当に市民の皆様にとっても不安をかき立てるような、そんな事態になっておりますが、この3月といいますのは多くの人々にとって節目の月。そして、4月から市民の皆様になんとか新たなスタートを切っていただくために、本日もよりよい議論を重ねてまいりたいと考えております。

さて、世界におきましては今、ロシア軍によるウクライナ侵攻という恐ろしいニュースが連日我々の耳に飛び込んできております。軍事力による他国を侵攻するという暴挙に本当に強い憤りを感じるとともに、ウクライナ国民の心の平穏、そして安全が一日も早く取り戻されますことを心より祈念するわけでございます。また、権威主義と呼ばれる国の意思決定と申しますか、その暴挙を目の当たりにして、我々の民主主義というのがいかに尊いものであるのかということをお自身痛感しております。本日も皆様の活発な議論、そして意見を頂戴しながら、そういったものを積み重ねて市民のためになる、そんな一日になるよう私も努力を重ねてまいりたいと、そのように思っております。

本日も皆様の活発な意見を賜りますよう心よりお願い申し上げます。私の開会の挨拶に代えさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、委員外議員の出席を紹介させていただきます。柴田議員、坂本議員、谷原議員、奥本議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルスの感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お祈りいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

初めに、議第4号、葛城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第4号、葛城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書のほうは10ページになります。

本条例の改正につきましては、国家公務員におきまして全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面、押印、対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すという方

針の下、令和3年3月26日公布の職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令において、職員のサービスの宣誓の際に署名及び対面を不要とするため、面前及び署名に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定されました。

葛城市におきましては、職員のサービスの宣誓の際に行っておりました任命権者又は上級の職員の面前での朗読及び宣誓書への押印につきましては見直しを行い、宣誓書への署名につきましてはその趣旨に鑑み、引き続き行っていくものでございます。

続きまして、改正内容でございます。あらかじめ配付させていただいております新旧対照表をご覧くださいと思います。

第2条、サービスの宣誓でございます。「任命権者又は任命権者の定める上級の職員の面前で宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印しなければならない」という規定を、「宣誓書に署名し、任命権者に提出しなければならない」というふうに変更します。宣誓書の内容をしっかりと理解し責任を自覚するためにも、署名は従前に引き続き行うものでございます。

第3条、就業でございます。第2条の改正に合わせて文言を改めるもので、「宣誓をした」という文言から「宣誓書を提出した」に変更します。

次に、新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。

別記様式、宣誓書でございます。様式から押印を削るものでございます。

最後に附則でございます。この条例は令和4年4月1日から施行するものとしております。以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

梨本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。引き続きよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第5号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書のほうは12ページになります。

本条例の改正につきましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関して、令和3年8月10日に人事院が行いました公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされているところでございます。当該措置のうち、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項については令和4年4月1日施行とされているところでございまして、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件につきましては、地方公務員法第24条第4項の規定によりまして、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められているところでございます。これらを踏まえて非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和といたしまして、引き続き在職した期間が1年以上必要であるとの要件を廃止するとともに、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等に関しまして、本条例を改正するものでございます。

改正内容でございます。新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

第2条、育児休業をすることができない職員の規定でございます。この条では、法律で育児休業をすることができないとされている育児短時間勤務職員、それから臨時的任用職員以外に、育児休業をすることができない職員を規定しているところでございます。

第3号では、次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員、つまり非常勤職員のことでございますが、それ以外の非常勤職員は育児休業をすることができないと規定されております。言い換えますと、第3号アからウに規定する非常勤職員は育児休業をすることができるということになります。現在、育児休業をすることができる非常勤職員は、

(ア)の同じ職に引き続き1年以上在職していること、(イ)の子が1歳6箇月までの間に任期が満了することが明らかでないこと、それから(ウ)で、勤務日の日数を考慮して市長が規則で定めるといたしまして、この規則で定める内容は、1週間の勤務日数が3日以上または1年間の勤務日が121日以上であること、これの要件のいずれにも該当することとされているところでございますが、そのうち(ア)の同じ職に引き続き1年以上在職していること、これを廃止いたしまして、第3号(ア)を削ります。(ア)を削ることによりまして、(ア)で規定しておりました特定職の文言を(イ)で規定した上で、(イ)、(ウ)をそれぞれ(ア)、(イ)に繰り上げます。

次に、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第17条で、部分休業をすることができない職員の規定でございます。この条では第2条と同様、部分休業をすることができない職員を規定しているところでございます。部分休業を取得するには、同じ職に引き続き1年以上在職していることが要件とされておりましたが、それを廃止いたします。第2号ア及びイを削り、イで定められていた部分休業をすることができる非常勤職員の要件でございます。勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定めるという文言を第2号本文中に規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第21条、妊娠または出産等についてのお申出があった場合における措置等の新設でございます。これは育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために講じる措置の1つで、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認を行うことを定めるものでございます。

第1項では、任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないとしております。

第2項では、任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないと規定しております。

続きまして、第22条、勤務環境の整備に関する措置の新設でございます。この条は、職員の育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために講じなければならない措置を規定するものでございます。

第1号では、職員に対する育児休業に係る研修の実施、第2号では、育児休業に関する相談体制の整備、第3号では、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置、こういうものを規定しております。

続きまして、第23条、その他でございます。第21条及び第22条を追加したことによりまして、第23条に繰り下げるものでございます。

最後に附則でございます。この条例は令和4年4月1日から施行するものとしております。以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

梨本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

今、部長がご説明くださいました第20条と21条を新設するというところで、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置というようなことで、具体的に、例えばそういった意向が来た場合には育児休業の承認に係る当該職員の意向を確認する面談の措置を講じなければならないというふうなことなどなど、いろいろ書かれているんですが、やはりこういったことが具体的に書かれているということは今までそういったことがされなかったことによってトラブルといたしますか、職員の不利益があったからこういうことが具体的に書かれるようになったのではないかなというふうには思うんですが、この辺りの経緯とかというのがお分かりでしたら、お教えいただけたらと思います。

梨本委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。ただいまの吉村委員のご質問でございます。

これまでからどうやっていたのかというところでございますが、これまでからそういう周知は、特に非常勤職員の部分について新たに設けるということになりますけれども、全員の分になりますけれども、各担当のほうからそれぞれ育児休業なり産前産後休暇の申出があった時

点でそういう周知はしておったところでございますけれども、条例上にきっちりと文言を示した上でそういう周知が全ての職員に行き渡るようにという意味で、こういうふうに明記されたというふうに理解しております。

以上でございます。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 今のご答弁を伺いまして、葛城市のほうとしては実務としてはきちっとされていたんですけども、法令上とか、そういうことの整備ということできちっと条例のほうに、後追いでってわけじゃないんですけれども、きちっと明記をするというふうな理解ということによろしいでしょうか。

吉川企画部長 はい。

吉村委員 じゃ、結構です。ありがとうございます。

梨本委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

川村委員。

川村委員 それでは、質問をさせていただきます。

育児休暇ということでございますので、この対象は、妊娠をして出産をした本人の育児休暇、それと配偶者の育児休暇、これももちろん入るというふうに理解しているんですけども、葛城市の職員、また非常勤も含めて、まず男性の育児休暇というものの対象者というのは過去にあったかどうかというのを1回聞かせてください。

それと職場環境ですよね。この育児休暇に対する受入れというのはこれから研修をしていく、その文言も入っておりますけれども、どういう内容なのかなど。非常に忙しい時期もいろいろあると思うんですが、人事配置等そういったことも含めて、どういう改善をしていこうとされているのかというこれからの計画とか方針というのも併せてお答えいただければと思います。

梨本委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしく願いいたします。

まず、男性職員の育児休業の取得状況でございますけれども、令和元年度に1人が取得し、令和3年度に2人が取得しているという状況でございます。

それから、職員が育児休業を取得した場合の措置でございますけれども、今までから原則、会計年度任用職員を任用することで対応しておるところでございます。ただし、担任を持つ幼稚園教諭が育児休業を取得した場合については、その育児休業の期間に限った任期で職員を採用しておることでございます。

それから、周知のところですけども、今現在、葛城市育児・介護のための両立支援ハンドブックというのを庁内グループウェアに掲載して閲覧できるようにしております。今後も定期的にそういう掲示板等でご案内するなど、情報提供を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

梨本委員長 川村委員。

川村委員 これから課題となるのは、やはり育児休暇を取りやすい環境であるのかどうかというのは、

全国的な職場環境改善という働き方改革の一部ですけれども、そういったことが課題になっていると思います。一応、幅広く教職員等も含めた会計年度の任用も対応していただいているということですから、以前に比べると会計年度任用職員で対応していただくという部分はいいんですけど、職場復帰をして一番、これは育児休暇を取っている期間というのは当然必要に迫られて取るんですけれども、育児をする期間というのはその1年だけではないんですよ、実際にね。子育てをしやすい状況をどこまで職場が寛大に見ていくかという、要するにその取る人の精神的なストレスというのは非常にまだ育休が終了した後も続くということ、我々は割と目の当たりにするんですよ、必死で子育てをしていると。共働きであるということは必死で子育てをする。そういったことは皆さんもいろいろとお感じになる場合はあるんですけども、一番大事なことはそういった環境で働いている数年間の子育て期間を職場としてどう守っていくかという、ここが一番の課題やというふうに思います。職場環境、そしてまたいい人材を採用していく。いろんなそれによる影響というのは、いい人材を確保していくためにはいい職場環境でないといけないというのは当然課題になってくると思いますので、葛城市、市役所の職員も含めて、そういったことに対してみんながそれに対する理解を深めていただくという方向で、やっぱりこれは進めていくべき、今はこういったタイミングかなというふうに思いますので、これは要望ですけども、非常にソフトな部分で難しいんですけれども、みんなが理解し合って、やっぱり取りやすい環境をつくると。忙しい状況というのは目の前に見て大変だと思うんですけれどもね。そこは一時通過点であるということも含めて寛大な理解を進めていっていただきたいというふうに、私は女性が育休を取る場合も、それから配偶者が取る場合も含めて、そういったいい環境に整えていってあげたいということをお願いしておきます。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 まず、新旧対照表の3ページのところに、新設として環境整備に関する措置ということで、研修会、研修の実施、それから相談体制等々、新しく充実といいますか周知徹底、職員の方にそういう相談等も含めまして整備をしていこうということが新しく設けられております。今後のことをございますけれども、具体的にどのような体制整備、研修の実施を予定されているのかお聞きをします。

それから、そもそもこの育児休業に関する条例全体、私はよく分からないのでお聞きしたいんですけども、育児休業をされた期間の職場の担保といいますか、例えば育児休業中の異動なんて私、過去の経験から言うと、絶対条件として復帰するまで人事異動はないというふうなルールになっているのかなというふうに思うんですけども、ちょっと私分からないので、その内容についてお聞きをしておきたいと思います。というのは、戻ってきたと、違う部署に配置転換されているということ、一生懸命業務に就いておられた方が休業中にそういう環境変化というのは望ましくないよというふうなことも、私、過去にそういうこともお聞かせ願った経験もございますので、そういうことがないということであればそれで結構なん

ですけれども。

2点お願いします。

梨本委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

まず、どんな研修をするのかということでございますけれども、先ほどもご答弁させていただきました葛城市育児・介護のための両立支援ハンドブック、これを中心に研修のほうをさせていただきたいと考えております。また、内容については精査していきたいと考えております。

それから、育児休業中の人事異動でございますけれども、過去にそういう事例もございませんし、これからもそういうことはないということでございます。

梨本委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

あと、相談体制でございますが、基本的には人事担当課のほうでいろいろ現在も相談を受けておりますので、その方向でより充実していくという形で考えております。

それから、育児休業中の異動の件でございますけれども、原則は動かさない、異動させないということでございますけれども、最大3年間の育児休業という期間がございますし、その間にまた出産ということになって長期間育児休業、休まれるということもございまして、中にはやむを得ず異動することもございますけれども、基本的には異動させないという状況になっております。

以上でございます。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 長期にわたる場合のやむを得ない場合につきましても、当事者と十分な相談といえますか、相互理解を得た上での異動というふうなことをお願いしておきたいなと思います。

それから、新設される研修、それから体制につきましては、今説明いただいた資料を作っているよと。それから、相談については人事課で承りますよと、こういうことでございます。

よろしく充実のほどをお願い申し上げておきたいと思います。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

次の議第3号から議第9号までの条例の一部改正5議案につきましては、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第3号から議第9号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

ただいま議題となりましたそれぞれの議案の説明に入ります前に、今回の給与改定等の概要につきまして説明させていただきたいと思っております。お手元に配付しておりますA4、2枚物の資料をご覧いただきたいと思っております。1枚目には、葛城市職員の給与に関する条例等の改正(給与改定)についてと記載しておりますのでございます。

初めに、令和3年人事院勧告の概要でございます。令和3年8月の人事院勧告におきまして、一般職の月例給は民間給与との較差が極めて少なく、改定が見送られました。一般職の特別給、いわゆるボーナスでございますが、これは民間給与が国家公務員給与を下回ったことから、0.15月分の引下げが勧告され、民間の支給状況を踏まえまして期末手当を引き下げることでされました。期末手当を0.15月分引き下げ年間2.4月分とし、勤勉手当の変更はなく年間1.9月分のままとし、期末手当、勤勉手当合わせまして年間4.3月分とされました。

次に、国会提出中の給与法等改正法案の概要でございます。公務員の給与改定に関する取扱いについて、人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるとともに、令和3年度の引下げに相当する額は令和4年6月の期末手当から減額調整することが閣議決定されまして、令和4年2月1日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会に提出されているところでございます。この法律案では、期末手当の6月期及び12月期の支給割合を現行の1.275月分から1.2月分にそれぞれ0.075月分引き下げ、年間0.15月分を引き下げられます。再任用職員については、現行0.725月分から0.675月分に0.05月分引き下げ、年間0.1月分引き下げられます。令和3年度分の期末手当引下げ相当額は令和4年6月の期末手当から減額することとされておりまして、具体的には令和3年12月に支給した期末手当に127.5分の15を乗じることで年間の引下げ相当額を算出し、その額を減額することとされておりまして、再任用職員については、72.5分の10を乗じて得た額となっております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案も同様に国会に提出されておりまして、この法律では、期末手当の6月期及び12月期の支給割合を現行の1.675月分

から1.625月分にそれぞれ0.05月分引き下げ、年間0.1月分引き下げられます。令和3年度分の期末手当引下げ相当額につきましても、令和4年6月の期末手当から減額することとされておきまして、具体的には令和3年12月に支給した期末手当に167.5分の10を乗じることで年間の引下げ相当額を算出し、その額を減額されることとなっております。

次のページでございます。めくっていただきまして、期末手当支給割合の改正内容についてでございます。それぞれ職員区分に応じまして、令和3年度、令和4年度の期末手当支給割合、年間引下げ割合と令和4年6月に支給する期末手当から減額調整する額を算出するために、令和3年12月に支給した期末手当に乗ずる割合を一覧にしております。

まず、議会議員につきましては、特別職の国家公務員に準じまして令和3年度の6月期、12月期それぞれ1.675月分の年間3.35月分から、令和4年度は6月期、12月期それぞれ1.625月分の年間3.25月分とし、年間0.1月分引下げとなります。令和3年度分の期末手当引下げ相当額は年間0.1月分といたしまして、令和3年12月に支給されました期末手当を令和3年12月期の支給割合である167.5で除し、引下げ相当の0.1月分である10を乗じて得た額といたします。常勤の特別職の職員につきましても、議会議員と同様の改正を行います。また、特定任期付職員につきましても同様の改正を行います。

次に、一般職の職員で再任用職員以外の職員につきましては、一般職の国家公務員に準じまして令和3年度の6月期、12月期それぞれ1.275月分の年間2.55月分から、令和4年度は6月期、12月期それぞれ1.2月分の年間2.4月分とし、年間0.15月分引き下げます。令和3年度分の期末手当引下げ相当額は年間0.15月分といたしまして、令和3年12月に支給されました期末手当を令和3年12月期の支給割合である127.5で除し、引下げ相当の0.15月分である15を乗じて得た額といたします。再任用職員につきましては、一般職の国家公務員に準じまして令和3年度の6月期、12月期それぞれ0.725月分の年間1.45月分から、令和4年度は6月期、12月期それぞれ0.675月分の年間1.35月分とし、年間0.1月分引き下げます。令和3年度分の期末手当引下げ相当額は年間0.1月分といたしまして、令和3年12月に支給されました期末手当を令和3年12月期の支給割合である72.5で除し、引下げ相当の0.1月分である10を乗じて得た額といたします。会計年度任用職員につきましては、再任用職員と同様の支給割合の引下げを行いますが、令和3年度中の引下げ分に相当する額の減額調整は行わないことといたしております。

給与改定についての説明は以上でございます。

それでは、それぞれの議案説明に入らせていただきますので、議案書と新旧対照表のほうをお願いいたします。

まず初めに、議第3号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてでございます。

令和3年の人事院勧告を受け、国の一般職の任期付職員の期末手当を0.1月分引き下げるための一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じまして、本市の一般職の特定任期付職員の期末手当を0.1月分引き下げるため、本条例を改正するものでございます。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。令和4年度以降に支給する期末手当につきま

して、引き下げる0.1月分を6月期と12月期に均等按分いたしまして、現行の1.675月分からそれぞれ1.625月分に改正するものでございます。

次に、附則第1項といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。附則の第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして減額調整をいたします令和3年12月に支給しました期末手当に乘じる率について、再任用職員以外の一般職の職員の率である127.5分の15を特定任期付職員に適用する167.5分の10と読み替える規定を設けるものでございます。

次に、議第6号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本改正につきましても、令和3年の人事院勧告による特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じまして、本市の議会議員の期末手当を0.1月分引き下げるため、本条例を改正するものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。令和4年度以降に支給する期末手当につきまして、引き下げる0.1月分を6月期と12月期に均等按分し、現行の1.675月分から1.625月分に改正するものでございます。

次に、附則第1項といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。附則第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして減額調整をいたします、令和3年12月に支給しました期末手当に乘じる率について、再任用職員以外の一般職の職員の率である127.5分の15を議会議員に適用する167.5分の10と読み替える規定を設けるものでございます。

次に、議第7号、葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本改正につきましても、令和3年の人事院勧告による特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じまして、本市の常勤の特別職の期末手当を0.1月分引き下げるため、本条例を改正するものでございます。

新旧対照表をお願いします。令和4年度以降に支給する期末手当につきまして、議会議員と同様に引き下げる0.1月分を6月期と12月期に均等按分し、現行の1.675月分から1.625月分に改正するものでございます。

次に、附則第1項といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。附則第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして減額調整をいたします、令和3年12月に支給しました期末手当に乘じる率について、再任用職員以外の一般職の職員の率である127.5分の15を常勤の特別職に適用される167.5分の10と読み替える規定を設けるものでございます。

次に、議第8号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本改正につきましても、令和3年の人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じた改正を行うものでございます。また、令和4年4月からの磐城認定こ

も園開園に伴いまして、本条例における職務に園長及び主任保育教諭を追加するものでございます。

新旧対照表のほう、1ページをお願いいたします。第15条第2項で規定しております再任用職員以外の一般職の職員の期末手当の支給割合について、引き下げる0.15月分を6月期と12月期に均等按分し、現行の1.275月分から1.2月分に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをお願いいたします。第15条第3項で規定している再任用職員の期末手当の支給割合について、引き下げる0.1月分を6月期と12月期に均等按分し、現行の0.725月分を0.675月分に改正するものでございます。

続きまして、新旧対照表の5ページをお願いいたします。別表第2、級別職務分類表の改正でございます。職務の級、4級でございますが、標準的な職務の内容に認定こども園に勤務する主任保育教諭を追加いたします。それから、職務の級の5級及び6級でございますが、標準的な職務の内容に認定こども園の園長を加えるものでございます。

次に、附則第1項といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。附則第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、令和3年12月に支給されました期末手当に、再任用職員以外の一般職の職員については127.5分の15を、再任用職員につきましては72.5分の10を乗じて得た額を令和4年6月に支給する期末手当から減額する規定を設けるものでございます。次に、附則第3項といたしまして、規則への委任規定を設けるものでございます。

次に、議第9号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本改正につきましても、令和3年の人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じた改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。第15条第1項で規定しておりますフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、引き下げる0.1月分を6月期と12月期に均等按分し、現行の0.725月分を0.675月分に改正するものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをお願いいたします。第25条第1項で規定しておりますパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、引き下げる0.1月分を6月期と12月期に均等按分し、現行の0.725月分を0.675月分に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するといたしております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

梨本委員長 ただいま説明願いました本5案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 僕、勉強のためにも教えてほしいんですけど、人事院勧告があつて大体引き下げられていくんですけど、それは分かるんですけど、ほかの市町村も全て、例えば行政によって、葛城市やったら人数も増えていって、ほんなら、職員にかかる労力も多分増えていると思いますのやんか。この中で下げていかなあかんという勧告を受けて下げていくんですけど、例え

ばほかの市町村とかもこれに倣ってやっぱり下げるものですか。市町村ごとに、いやいやというところもあるんでしょうか。

それと、議員の期末手当に関しても、これも倣って下げていくと。これは特別職に倣って下げることなんですけど、ここで議員だけ残してほしいと言ったらまた市民の皆様に関えも悪いかもしれませんが、これもほかの市町村も大体そういうふうな形で倣っているようなことなんでしょうか。それだけ教えてほしいんです。

梨本委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

県とかでしたら、人事委員会とかを個別に持っていて、そこで調査した上で勧告するというようなことになっておるんですけども、葛城市のような小さい自治体ではそういう人事委員会というのを持っておりませんので、これまでからも国の勧告どおりにやってきたという流れでございます。ほかの市町村も、この近隣の市町村は人事委員会というのは持っていない。ですので、国の勧告に従ってやっておるというようなことでございます。

それから、もう一つは議員の分ですけども、これにつきましては特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律というのが国のほうで法律案改正が出されておまして、それに従って同じように下げておるということでございます。

以上でございます。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 あんまりここでお金の話を言うのも、こういうご時世ですので確かにみんなで下がっていくというのは分かるんですけど、先ほど奈良県は人事院みたいなのを持ってはって、独自でまた考えてやっているということですね。ほんで、ほかの市町村は国のやつに従って、割合も全部それに合わせていくということですよ。分かりました。ほんで、ほかの近隣市町村もそうやということですね。分かりました。僕の思いとしては、取りあえず今、議会改革特別委員会でもやっていますし、議会の報酬というところというの、こういうところから議員発議からでもあってもええんかなというところも思ったところはあるんですけどね。

以上です。

川村議長 今、議長としていいですか。

梨本委員長 川村議長。

川村議長 今の要するに人事院勧告をされる背景というか、そういった部分について説明があってもよかったのかなど。これはどんなタイミングでこういうことが起こるかということについて理解があって人事院勧告の流れで受けるということなので、その説明を、委員長、してもらったほうがいいのかと思います。

梨本委員長 そうですね。

吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。ただいま議長から、この勧告の説明をということでございます。

まず、人事院の勧告の制度でございますが、公務員は労働基本権の制約がございまして、

その代償措置として適正な給与を確保する機能ということで、この人事院で民間との差を調査した上で、その分を引き上げたり引き下げたりと、その差を調整するという形でされている制度でございます。国においては人事院が行っております。あと、先ほど課長のほうが申しましたように人事委員会でございますが、これは法律上、都道府県と、それから政令指定都市が人事委員会を置くこととされております。この人事委員会は人事院と同様の調査機能がございまして、独自にその範囲の給与比較をした上で勧告をされると。それに基づいて給与の改定が行われるということでございます。人事委員会を置かない市町村に関しては、なかなか大規模な調査になりますのでそれぞれで行うというのは難しいだろうということで、そういう場合は地方公務員法やったかな、で国に準ずる措置を講ずるという部分がございます。それに倣った形で今までから国に合わせた形で、制度的なものでございますので、改正を行っているということでございます。

あと、今おっしゃいましたように議員の期末手当という部分もございますけども、ある意味この支給率と申しますのは制度的な部分でございまして、適正な議員報酬はどうかというのはそれぞれの市町村で特別職報酬等審議会を開催して適切な額を決めていくということでございますので、それを基に計算されて期末手当は額が決定していくわけでございますので、ある意味この制度的な部分はやはり国に合わせていくということで、今回も市長提案という形で出させていただいているというような内容でございます。

以上でございます。

梨本委員長 よろしいでしょうか。はい。それでは、ほかに質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 それでは、質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号議案について討論に入ります。

討論はございますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第8号議案について討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第12号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 改めまして、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま上程になっております議第12号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきたいと思っております。

議案書28ページをお開きいただきたいと思います。改正内容を説明する前に、今回の改正の背景、趣旨等について少しご説明を申し上げます。こちらは社会経済構造の変化に対応するため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律というものが公布をされ、令和4年4月1日施行とされております。その法律改正の中で、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正されたことに伴い、改正を行うものとなっております。

今回、参考資料といたしまして、令和2年6月5日に公布をされました、先ほど申し上げた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要という資料が厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、その資料のうち全体概要を示す1ページ、それから2枚目の資料としてお出ししております5の⑧という年金担保貸付事業等の廃止という資料、この部分を配付をさせていただいております。具体的には、この2枚目の年金担保貸付事業等の廃止という部分に関係するわけでございますが、そもそもこの年金担保貸付事業というものは、年金生活者の一時的な資金需要に対しまして年金受給権を担保といたしまして小口の資金貸付けを行う事業というものがございました。ただ、老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から年金担保貸付事業の廃止が決定をされ、もともとこの貸付けを行ってまいりました日本政策金融公庫等が行ってまいりました恩給、共済年金、それから公務員災害補償の担保融資の新規貸付けの申込み受付が令和4年3月31日で終了することとされたことに伴う改正となっております。

概要は以上でございます。実際の改正内容について、引き続き新旧対照表を用いまして説明をさせていただきます。お手元に、葛城市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表をご用意いただければと思います。この新旧対照表2ページをお開きいただければと思います。

この条例第3条第2項の部分でございます。こちら本文では、「損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。」というふうに規定をしておりますが、もともとの改正前、左側のところではただし書が設けられておまして、この例外が定められておったところでございます。この例外部分につきまして、先ほど説明いたしましたように年金担保貸付事業が終了するということから、そのただし書の部分、「傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。」というふうな文言を削除するものでございます。

それから、附則第1項で、施行日を法律の施行日の令和4年4月1日と定めておるところでございます。附則第2項で、経過措置といたしまして、この条例施行の際、現に既に担保に供されている傷病補償年金等につきましては、施行日以後も従前の例により担保に供する

ことができる旨、規定をいたしておるところでございます。附則第3項では、令和4年3月31日までに新規の申込みがあった場合は、従前の例によって担保に供することができるよう経過措置を設けたものでございます。

以上で改正内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

梨本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号、奈良県広域消防組合理約の変更についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 続きまして、議第14号、奈良県広域消防組合理約の変更についての説明をさせていただきます。議案書は32ページでございます。

また、改正内容の説明の前に、この改正の背景、趣旨の説明でございますが、この奈良県広域消防組合というのは平成26年に県内37市町村により設立をされ、今日まで統合のメリットが発揮できるよう署所の再編や車両配置等、あらゆる方面から見直しが行われ、各市町村の負担金割合についても段階的に見直すということとなっております。それで、組合の組織体制につきましても同様で、もともとの消防本部をベースに県内全体を7つの区分に分けて、それぞれの区分では各市町村長が意見交換する場として区分会議を、また、全市町村長が集まって議論する場として市町村長総会が設けられ、市町村長の意見集約が図られることとなっておりますが、議員の市町村からの選出議員の意見を反映する場が組合議会しかない。現行の規約では、組合議員は市町村長または市町村の議会議員となっていることから、市町村によっては議会議員が選出されていないケースもあると。また、区分ごとに議員定数が設けられておるわけでございますが、構成市町村ごとに議員選出の機会にばらつきがあり公平性に欠けるというご意見が出て、令和2年11月に広域消防組合議会で決議書が採択

されたことを受けまして検討会を設置され、見直し案がまとめられ、市町村長総会を経て、今回の提案となっております。

それで、今回の規約の変更につきまして、組合で作成された資料をご用意させていただいております。こういった奈良県広域消防組規約の一部を変更する規約という資料でございます。こちらをご覧くださいれば、1枚目に変更内容のポイント、それから理由が記載をされております。この改正の内容でございますが、大きく3点ございます。まず、3点でございますけれども、1つは組合議会の構成でございます。それと組合議員の定数。それから、3つ目が組合議員の任期の延長という内容になってございます。この資料につきましては、1枚目に要約した内容を記載しておりますが、2枚目、3枚目につきましてはそれぞれの規約の第5条、第6条、それから別表という部分で改正内容を表しておりますので、その内容につきましては新旧対照表を用いて進めさせていただければと思っております。

奈良県広域消防組規約新旧対照表をご覧くださいければと思います。よろしいでしょうか。それでは、新旧対照表の1ページでございます。

組規約第5条。こちらでは議会の組織を規定しております。まず、議員定数と組合議員の選出についての規定がございますが、改正案では、まず定数、もともと25人であったものを1人増やして26人、それから、もともとが市町村の長又は議員であったものを市町村の議員に改めるものでございます。この改正によりまして、複数の市町村で構成される区分の議員については最低2期に1度は選出可能となるよう規定を整備されたところでございます。この改正部分というのが別表のほうでも出てまいりますので、詳しくはそちらで説明をさせていただきます。

次に、組規約第6条でございます。こちらでは議員の任期の規定をしております。現行は、任期は1年となっております。ここにつきましては消防行政に理解を深めるためということで任期を2年というふうに改める改正となっております。また、議員の任期の始期、始めでございますが、について規約に定めがございません。広域消防組合の条例で定めておるわけでございますが、その条例で定める旨も規約に規定をするということでございます。なお、任期の始期、終期でございますが、現在、組合条例である奈良県広域消防組議会議員の任期に関する条例というものがございまして、そこでは4月1日から3月31日と定められておりますが、構成市町村の大半が統一地方選挙の日程で議会議員選挙が執行されるということから、議員の不在期間ができるという問題点が指摘をされてございました。その問題を解消するため、議員の任期の始期を7月1日から6月30日に条例のほうで改めるよう準備をされておるところでございます。この規約におきましては組合議員の任期は2年と改正されますが、ここは各市町村によりまして種々事情があるかということ、各市町村の取決めを尊重していただけることを確認しております。

次に、新旧対照表2ページから3ページの別表でございます。先ほども申し上げました組規約第5条の改正内容を表形式で表しております。県内の組合市町村を9の消防本部を基本としつつ7つの区分に分けられており、それぞれの区分ごとに代表市町村長の選出区分、構成市町村、議員の数、議員の選出区分を構成する市町村を整理した表となっております。

今回改正されますのは第6区分というところで、吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村から選出される議員の定数を2名から3名に変更するものでございます。これによりまして、ここの構成団体が5団体ございますので、これで2期に1回は必ず回ってくるというふうな変更でございます。なお、第5区分にあります葛城市本市の議員の数につきましては、変更はございません。

最後に、新旧対照表4ページの附則でございますが、第1項で施行期日を令和4年7月1日から施行すると。ただし、附則第3項、要は選出の準備がございまして、そういった準備行為は奈良県知事の許可のあった日から施行するものでございます。それから、第2項で経過措置を、第3項では議員選出に係る準備行為を奈良県知事の許可があった日以降行えるという規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

梨本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 消防組合の規約変更ということでございますけれども、まず、市町村長のポストを議会議員から選出する議員で構成するように変更になったと。従前のこの広域消防組合の市の事務局体制、これは市長も出ていただいていたので総務部でご対応いただいていたのか。これ、議会のほうからの議員で対応するとなれば、議会事務局がこの対応に当たっていただくのか。その辺の今後の事務局体制のことについて1つ。それから、いろんな議会での組合の運営状況なり会議のご報告等については、選出していただいた議員がその命を受けて出ていただいていますので、そういう対応に当たっていただくのか。事務局と関連する問題でございますので、その辺の確認をさせていただきたいなと思います。

それからもう一つは、統一地方選挙の時期に合わせてということで7月1日という任期でございましてけれども、統一地方選挙の対象外地域についてはこの時期に合わない議員の変更等が発生するのかなというふうに思うんですけれども、期中での議員の変更等々、それも当然認められるとは思いますが、全てが統一地方選挙で選出された議員じゃないということのご配慮はどのようにされているのか。お考え、どのように。

その2点についてお聞きをします。

梨本委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの質問でございますけれども、事務局体制ということでございますが、そもそも広域消防の関係の事務と申しますのは、もともとが市の業務であるものを共同設置した広域消防組合というところにお任せをしているということでございますので、本来所管する総務部の生活安全課が本来の窓口ということになろうかと思えます。ただ、議会のほうから選出をいただいて広域消防の組合議会に出ていただいた方につきましては、当然ながら広域消防組合から議会の招集通知が参りますので、そちらは直接議会のほうに届きますし、私どものほうにも届くということになりますので、今までと事務局体制については変わりはありません。

ん。

それから、今後の組合の審議経過の報告ということでございますけども、組合運営の根幹に関わる部分について重大な変更等がある場合については、事務局のほうからご報告を申し上げるべき事項が出てまいりましたら報告をさせていただきますし、出席されている議員からの資料提供等によりまして議会内部で協議をしていただく内容もあろうかと思っておりますので、そちらは申し訳ございませんが、議会のほうで対応をお願いしたいということでございます。

なお、丸投げというか、お任せすると言っても内容は事務局のほうも理解しておりますので、そこはフォローできますし、言っていただければ資料提供もさせていただきたいと思っております。

それから、統一地方選に合わせてということでございますけども、構成団体の半数程度が統一地方選の日程で議会議員の選挙をなされていると。それに、多数決ではないですけども大部分がそういった統一地方選の日程でされて、組合議会の議長とか副議長がいずれも不在というケースが起こったということからこの見直しが起こっておりますので、それをなくす意味でも時期を変更された。ただ、統一地方選の日程と違う、私ども葛城市も違うわけでございますけども、その組合議員の任期と市町村の議員の任期、その辺は市町村の都合で変更は可能というふうに聞いておりますので、こちらで変更をされたときにはその変更を組合のほうに申し出るという形になります。

以上でございます。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。心配しているのは、組合の議会が開催されたときに事務方の席がちゃんと用意されているのであればいいんですけども、そうじゃなかったら、状況、内容について情報がちゃんと共有化できないかなということを心配したので、ちゃんと会議の席には生活安全課の席を用意していただいているというふうに理解をしていいんですよね。そういうふうに解釈をしました。

それから、任期については、統一地方選挙以外の地域については途中の議員変更も認められると。ただ、そういうことの弊害が過去に暦年でいった場合に空白期間があったので、元の議長が退職されたとかということで空白期間が正副議長にあったことからこういう改善をされたというふうに解釈をしましたので、理解をさせていただきました。会議での席ですね、それだけ確保をされているのかだけお聞きします。

梨本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま増田委員のご質問の組合議会での席ということですが、こちらは改正前も今後もしうなんですけど、定例会、臨時会併せて、それぞれ先ほども部長の答弁にありましたように、開催案内が来ました中で我々事務局側としての傍聴席は確保いただいておりますので、常に傍聴をさせていただいているところです。

以上でございます。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。ちゃんとその辺の情報を担当課の生活安全課、それから出席をしていただいています選出の議員と連携を取っていただいて、また議会事務局とも連携を取っていただいて情報の共有化を図っていただきたいと、よろしく願い申し上げておきたいと思えます。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 ちょっと確認しておきたいんですが、私も以前、消防組合議会に出させていただきまして、今回の、要するに市町村議会としての構成の在り方について意見書も出ておりましたので、葛城市の総務建設常任委員会でその意見書を採択しまして、今それを消防組合議会に提出したという経緯の中におりました。その後、検討を広域消防組合のほうでされて、今回こういった規約改正という運びになったんですけれども、今、議員構成を全部議員でやるということですけど、今まで市町村の市町村長も混じっていたと。それが皆、議員になるということですから、当然、議員としての、それぞれ今までは市町村長が来ていたところの席が、うちは市町村も1、議員も1で確保していましたが、議会議員が来ていなかった席というのがありますよね。そこが議員に変わるということですから当然、議員数としては、議員という立場での席数は増えるというふうに。それ、どのぐらい増えたかというのは分かりませんか。要するに、初めは37の構成の市町村全部入りたいというような意見書が出ていましたので。ただ、それはあまりにもいろいろと人口割等のことで、こういった今回の26人と。25人から26人、1人しか増えてないということじゃなくて、今まで市町村長が入っていた席が今度議員になるので、要するに議員数が増えますよね。それ分かりませんか。そこについてはまた消防組合議会のほうで確認できることだと思うんですけどね。要するに今言うように広域消防組合の中で、今回、これ、それぞれの市町村の議会に持ち帰って承認する案件になりますけれども、広域消防組合の議会としての構成をしっかりと議員で確保していこうという思いですので、その辺りまた分かれば教えていただきたい。今日は答弁は無理なのでいいですけど、また分かったらお願いいたします。

梨本委員長 では、分かり次第、また委員会のほうに報告していただくということで、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時5分をお願いいたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

梨本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

今回より定例会の開会前に協議会を開催し、この会期中の委員会で審査すべき案件について事前に協議しておりますので、今回の委員会では次第に記載しております2つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、6月定例会までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、初めに、都市計画法一部改正に伴う区域見直しに関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、これまでに閉会中の協議会で理事者より報告をいただいておりますが、委員会としては初めての報告となりますので、それを踏まえて理事者より説明願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしく願いいたします。

都市計画法の一部改正に伴う区域の見直しについて説明させていただきます。

この案件につきましては、従前より総務建設常任委員会協議会で報告し、審査いただいておりますのでございます。委員会におきましても同様の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

近年の頻発、激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリア、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンでございます、土砂災害警戒区域、イエローゾーン、市街化編入抑制区域などがございますが、この区域における新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じなければならないとされ、関連する都市計画法の一部が改正されることになりました。これらの改正に伴い、県条例、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の見直しがされ、都市計画法第34条第11号区域、これは一定の要件の下、市街化調整区域において住宅等の開発ができる区域でございます。大字の意向を聞かせていただいて、平成17年から区域の指定をしております。この区域におきまして災害ハザードエリアの除外が明確化され、また、将来にわたり効果的な土地利用の確保、無秩序な虫食いの住宅開発を抑制するため、建築物敷地の集積率の引上げというような区域の見直しをしなければならないということでございます。

お配りしている資料に基づきまして、詳細な内容、また現在までの進捗につきまして、担

当課長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

ご説明の前に、本日配付の資料の確認をお願いしたいと思います。3点お配りさせていただいております。まず1点目でございます。A4縦の葛城市都市計画法第34条第11号区域における除外区域状況一覧でございます。2点目でございます。同じくA4縦の資料でございますけれども、葛城市における第34条第11号区域を示しました区域総括図、これは平成30年3月9日最終指定のものでございます。3点目でございます。A4横資料で、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の改正についてと書かれた資料の3点でございます。不足等ございませんでしょうか。

それでは、都市計画法一部改正に伴う区域見直しについての概要のご説明を申し上げます。

初めに、資料3枚目のA4横の資料、左上からご覧いただきたいと思っております。まず、都市計画法第34条第11号区域の内容についてご説明したいと思います。都市計画法第34条第11号区域とは、既存集落の機能維持を目的に、市街化調整区域の一定の要件を満たす既存集落において新たな住宅等の立地が可能な区域のことでございます。これらの区域は平成17年1月1日に施行されました奈良県の条例により区域が定められておりまして、葛城市では各大字に制度の照会の後に指定要望のございました大字につきまして、大字とその協議を行った中で区域を定め、平成17年11月から順次区域の指定を行ってきた状況でございます。葛城市では県下最多数の20地区を指定しておりまして、葛城市のまちづくりや既存集落の維持について大きな役割を果たしている区域でございます。指定後における葛城市での開発件数の実績でございますけれども、件数としましては168件、開発戸数としましては713戸の住宅開発が行われてきた実績がございます。

続きまして、同じ資料でございます。横資料の都市計画法の改正、令和4年4月1日一部施行をご覧いただきたいと思っております。令和4年4月1日一部施行の都市計画法の改正内容でございます。その目的でございますが、全国一律に行われるものでございまして、市街化調整区域の災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化が目的とされておりまして、その主旨としましては、指定区域内に開発不適地である災害ハザードエリアが含まれている実態があることや、近年の災害において市街化調整区域での浸水被害、土砂災害が多発しており、これらの災害から生命と財産を守る意味からも、第34条第11号区域に災害ハザードエリアを含まないことを法令上明確化されたというものでございます。

同資料の中段左側、見直しのポイントとしまして、①都市計画法改正に基づき指定区域から災害ハザードエリアを除外と書かれた、その表をご覧いただきたいと思っております。今回の法改正で明確化された除外する災害ハザードエリアの中で、葛城市の第34条第11号区域で関係のあるものとしまして、表の上から4つ目でございますけれども、土砂災害防止法における土砂災害特別警戒区域、これはレッドゾーンと言われるものでございます。あと、上から6つ目の土砂災害警戒区域、イエローゾーン。一番下の都市計画法に基づく大和川流域における総合治水の推進に関する条例に定められている市街化編入抑制区域が該当し、それらの区域

を第34条第11号区域に含む地区につきましては指定区域から除外する必要があります。

資料1枚目のA4縦資料、除外区域状況一覧をご覧くださいと思います。今回の法改正により除外の対象となる区域でございますけども、葛城市ではレッドゾーンが2地区、イエローゾーンが6地区、市街化編入抑制区域が1地区、この地区につきましては除外しなければならない災害ハザードエリアを含む区域となっております。この災害ハザードエリアにおいて土砂災害特別警戒区域のレッドゾーン、これについては必ず除外しなければなりません。次に、土砂災害警戒区域のイエローゾーンの除外については、原則除外とされておりまして、資料3枚目表の一番下のところら辺の※1としまして、市町村が定める地域防災計画に位置づけられた避難所への確実な避難が可能な区域である場合は除外しなくてもよいとされておりまして、しかし、この明確な基準が現在、県からは示されていない状況でございます。同じく大和川流域における総合治水の推進に関する条例に定められている市街化編入抑制区域につきましても、必ず除外する必要があります。

これらの状況を踏まえまして、県の建築安全推進課と個別ヒアリングを重ねておりまして、葛城市の第34条第11号の現状でありますとか開発実績を説明した中で、イエローゾーンについての確実に避難が可能な区域であることを証明するための明確な基準を示してもらおうように、葛城市より県に対して要望書を提出している状況でございます。また、市街化編入抑制区域につきましては、河川改修などにより市街化編入抑制区域でなくなった場合は除外の対象ではなくなりますけども、県河川課に確認させてもらいましたところ、区域の見直しについては全県的に行う必要があるということございまして、見直しに対しては時間を要するというところでございます。葛城市としましては地元より提供いただきました資料に基づきまして、今月の3月24日に奈良県の河川課に伺いまして、状況の説明を行う予定としております。

続きまして、②番目でございます。社会環境の変化に伴い顕在化している本県独自の課題への対応をご覧ください。このたびの災害ハザードエリアの除外に加えまして、奈良県では第34条第11号区域の新規指定をする際のガイドライン等において、指定する区域内における建築物敷地の集積率、これを50%以上としておりますけども、既存で指定している区域につきましても同様の集積率に引き上げる方向で検討をされております。この集積率でございますけども、指定区域における建築物と農地などの空き地との割合のことでございまして、2年間の経過措置期間の中で指定区域における建築物敷地の割合を50%以上に引き上げるというものでございます。葛城市では平成17年の奈良県条例施行当初より区域指定をしており、その当時は建築物敷地の集積率が30%以上でも指定が可能であったため、現在、葛城市で指定されている区域の中には集積率が50%未満の区域が存在している状況となっております。集積率を30%から50%に引き上げようとする理由でございますけども、奈良県独自の課題となっている市街化調整区域内での虫食いの住宅開発を防ぐことで、公共インフラ整備にかかります投資費用を抑えることや農地、自然環境の荒廃を防止することなどを目的に、集積率を高くしようと考えているとのことございまして、この要件における区域の見直しにつきましても2年間の経過措置を設けられた中で対応していくこととされておりますけども、

既に指定されている区域内での個々の土地利用等の問題もありまして、不公平感を生まない除外エリアの選定を行う基準がなく、市としましても集積率引上げに伴う除外区域を定めることが今後一番難しいのではないかと考えております。

資料の下段の見直しスケジュールをご覧いただきたいと思います。このたびの法律の一部改正の施行が令和4年4月1日からとなっていることから、葛城市としましては災害ハザードエリアの関係する大字については法改正の説明に伺い、令和4年4月1日時点において違法な状況とならないよう、区域の廃止または区域の変更内容についての説明を行い、手続を進めている状況でございます。

最後になりますけれども、このたびの除外となる災害ハザードエリアについての葛城市としての対応方針でございます。現在、災害ハザードエリアの影響のある7か大字に対し説明をさせていただき、そのうち5か大字からは第34条第11号区域の存続をしてほしいという旨の要望書が提出されております。残る2か大字につきましても要望書を提出する方向で調整されているとの状況でございます。葛城市としましては、区域存続に向けまして各大字から提出していただきました要望書、またアンケートを基にハード面としての防災対策施設の設置、改修状況の確認を、また、ソフト面として、地域防災計画に基づいた避難場所に地区内の住民の方が確実に避難が可能な区域であることを確認するための避難カルテというものを作成、提出した中で、引き続き県と協議を進めてまいります。

なお、都市計画法の一部改正が施行される令和4年4月1日に間に合うように、イエローゾーン及び市街化編入抑制区域を存続するための県との協議は行ってはおりますけれども、奈良県担当課からは全国的に前例がないために結論を出すのに時間がかかるとの回答をいただいております。そのため一旦、違法な状況とならないよう災害ハザードエリアを除外させていただきまして、その後、区域内の住民が避難場所へ確実に避難が可能である区域であることが証明できた場合や災害対策施設の整備等によりまして対象区域が災害ハザードエリアでなくなった場合について、区域の再指定を行うよう指示がございました。このため今回は一旦、災害ハザードエリアを除外させていただきたいと思います。なお、この一旦区域を除外することにつきましては、各大字には説明を了承をいただいている状況でございます。

今後も区域の存続、再指定に向けまして、県と協議を続けていきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

梨本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございますでしょうか。

西川委員。

西川委員 何点か教えてほしいんですけども、まず、これはもう一回再確認なんですけど、今回条例が改正されますと、都市計画法の。指定区域の開発許可のハザードエリア、それを厳格化されるということです。それに伴ってイエローゾーン、レッドゾーンを今の第34条第11号から外すというようなことになるんですけど、これは遡及してせなあかんのか、今のある現状のやつを外さなあかんというのが、これが条例で完全に決まっているか。それとも次、指定するとき、ここは除いてやりなさいということなのか。まずそれを確認と、あと、イエローゾーン、レッドゾーンで、イエローゾーンのところにあってそこを除外されたら、第34条第

11号の指定区域自体がなくなってしまうというような大字というか、ここの地区というのはありますかね。

その2点、取りあえず教えてほしいです。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

まず、1点目の遡及されて適用されるのかどうかというところでございますけども、これは一律に令和4年4月1日時点で県条例が改正されまして、その時点でなくなってしまうという形でございます。

あと、区域がなくなるところの話でございまして、現在7地区、これが災害ハザードエリアの対象にはなっておるんですけども、その中で区域がなくなるとするのは、今回第34条第11号の指定要件の中に50戸連たんが確保できるかどうかというところら辺の要件がございまして、災害ハザードエリアを除いてしまうと50戸連たんの要件を満たせない区域、これが対象となつてまいります。今回対象となりますのが、加守地区、兵家地区、あと、太田地区と竹内地区、この4地区でございます。

以上でございます。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 すみません、誤りがございました。区域の全てが除外の対象となる区域でございますけども、加守地区と兵家地区と太田地区のこの3地区でございます。

以上でございます。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 今、課長のほうからもありましたけども、イエローゾーンを外すと、要は50戸連たん、もともと既存の集落であるずっとあったところが、50戸ずっと連なっていると思うんですけど、そこをイエローゾーンで省いてしまうと、結局、第34条第11号に入っている区域自体が全部丸々なくなってしまうということになってしまうということなんですね。イエローゾーンを一旦除外するのはしゃあないと思うんですけど、絶対ここについては奈良県にも強く要望して、避難所への確実な可能な区域であるというところはそれをしっかり示して、やっぱりもう一回イエローゾーンというところも再編入という形でしてもらわんと、多分、今まで住んでいる方も自分らが太田、例えばそこがずっとイエローゾーンで住んで、ちょっと趣旨が違ふと思うんですけど、結局、これで言うたら。やっぱりそこにもともとずっと住んでいる方もおるんで、ここについてはしっかりとイエローゾーンの対応ですね、これは県にしっかり働きかけてやってほしいなというところでもあります。僕は太田地区だけかなと思っていたんですけど、加守の地区も兵家地区も3つなくなってしまうということで確認させていただきました。

梨本委員長 ほかにご質疑ございますか。

吉村委員。

吉村委員 集積率のことで、私、勘違いしていたかもしれないので再確認をお願いしたいんですが。

まず、私のイメージでは、集積率については建物のある敷地と農地との比率で、今までは敷

地が30%以上あれば、家の部分が30%以上あればオーケーだけれども、今後、集積率を50%以上に引き上げなければいけないというようなイメージだったんですが、今いただきました見直しのポイントというこの資料で、既存集落に沿った形での区域境界を設定というふうなことがあります、これと集積率50%以上との関係を教えていただけたらと思います。これだと私の感覚では、集積率と関係のない集落に沿った形での区域境界、これとの関連が分からないので、分かりやすく教えていただけたらと思います。

それからもう一個が、今度、先ほどのハザードエリアの区域の再設定につきましては、特に条例の改正等は必要じゃなくて、避難等のそういうふうなことが証明されれば再設定はできるというふうな理解で、これで間違いないかどうか。

2点お伺いいたします。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

まず、1点目の集積率の件でございます。今回の見直しのこの資料の中の括弧書きで既存集落に沿った形での区域指定という形でございますけれども、先ほどの西川委員の話にもあったと思うんですけども50戸連たん、これを確保しなければならないということですので、大字の中で定められているものじゃなくて、大字間をまたいだ中で50戸連たんを設定されている場合がありますので、現在の指定についても区域をまたがって、大字をまたがって指定されていると。指定する場合についてはそういう形で、50戸連たんを確保した中で集積率を確保しなければならないというものでございます。

あと、再指定、この分につきましては確実に避難できる場所であるとか災害対策施設などが設けられたことによって、その区域が危ない区域じゃなくなったということを県が認めた場合につきましては随時、再指定という形にはなるんですけども、何分全国的に初めてのことで前例がないということでございますので、協議に対して時間を要するであろうという形では、県からの確認をさせてもらっております。

以上です。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。市におかれましては、課長も既にいろいろとご努力されていると思いますけれども、引き続き既存の暮らしとか、そういうものに、開発とかに影響がないように、また引き続きよろしく願いいたします。

梨本委員長 ほかにご質問等。

松林副委員長。

松林副委員長 7地区の災害ハザードエリア、これを一旦除外するというところでありますけれども、この中で市町村が定める地域防災計画に位置づけられた避難所への確実な避難が可能、そやから、災害ハザードエリア以外のところの避難所に避難できる、確実にできるという、これが担保できれば、また戻していただけるということになると思うんですけども、避難所へ確実に避難ができるという、ここの基準ですね。避難所までどの程度時間がかかって、どのようなタイミングで避難できるかという、そこら辺の基準がね。災害ハザードエリアなん

やけども、いざそういう時期になれば避難できますよと、その距離とかね。ほんで、どういうふうなところに避難できればというその基準が曖昧なんですね。どの程度離れておれば避難できるかね、避難場所。そこらの基準というのはあるんですかね。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

その基準でございますけども、これが現時点では明確に示されていないということでございまして、奈良県に対してその基準を示してほしいということでうちのほうからはその要望書は出させてもらっておる状況でございますけども、ずっと何もしないままで、基準がないままでいくと時間だけがたってしまいますので、葛城市としましては先ほども説明させてもらいましたように、避難カルテというものを作らせていただきました。この避難カルテにつきましては、ハード面、ソフト面におきまして確実に避難できるであるとか、安全であるというところを証明していきたいものでございまして、大字に伺わせてもらった中でアンケートをまず取らせていただいて、それを取りまとめさせてもらったものでございます。その中で、例えば大字における防災体制でありますとか、区長がどういう形で動かれるとか、避難所に対して何分で避難できますよとか、そういう形は当然その避難カルテの中で盛り込んではいかせてはもらうんですけども、例えば10分で避難所に避難できたとしても、その10分が安全なのかどうかという基準も示されていないので、その辺に対して県の中においても協議をしやなあかんということで時間が必要やろうという形の返事をいただいております。

以上です。

梨本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 いずれにしても、避難する人の災害ハザードエリアの中にある場所から安全な避難所に避難するという基準はいずれにしても明確にしてもらわなければ、ここの論議というのは前に進まないかなと思うんです。だから、県の側にもそういうような要求をしてこられるのであれば、明確なやはり基準というものを確立していただきたいと、はっきりしていただきたいと、このように申し述べておきます。

梨本委員長 ほかに何かご質問。

増田委員。

増田委員 まず、災害ハザードエリアですね。これを除外するという事なんですけども、イエローであったりレッドであったりという、それからピンク、浸水等の災害の発生のおそれのある地域。現状の環境面からいくとこういう指定をしていますと。先ほどちらっとそういう説明があったんですけども、このイエローゾーンが安全な地域に変わるということは想定できるのでしょうか。何らかの例えば河川改修をしたとか、それとか、浸水地域であれば地下浸透施設を設置するとか、そういう改善によってこのエリアから除外していただくというふうなことも想定されるのか。一度この格付といいますかエリアに指定されたら、この地域は将来的にもこの指定を背負っていかんなんのか。その辺いろんな環境の変化によって、そもそも安全な地域に変えていくって、これは別件になりますけども、そういうことが可能であれ

ばそういうことも取り組んでいただきたいなという意味でお聞きをします。

2点目は、これも除外云々の案件とは異なるわけでございますけれども、第34条第11号の指定区域総括図の地図の左の一番下に、農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地は除くと。要するに、この一覧表のエリア全てが特区エリアではないということを欄外のところに書いているんですね。ある地域で開発申請しようかなと、特区やからというて、ほぼほぼ手続も、地権者も話を進められていたんですけど、いざとなるとこの欄外の適用があつて、指定はしていますけれども開発行為はできませんと、こういう。まずこれが第一ですよというふうなことで、非常に混乱されたというふうなことがありました。それなら、この総括図にあるエリアの枠のところに、農林課と部長が異なりますけども、そういうふうな欄外に文字で落とすというのもありなんですけども、エリアの中にそういう網目といいますか、印といいますか、省かれる部分の明記もするべきかなというふうに感じたので、これは今、部長が違うので回答できないかも分かりませんが、連携を取ってやっていただくことが必要なかなというふうに感じましたので、お聞きをしております。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

まず、1点目の現在災害ハザードエリアに指定されたところが、将来的にその部分がエリアが消えるかどうかということら辺のことでございますけども、指定しているのが奈良県でございますのでうちのほうからどうこうというのは正確には言えませんが、今現在、この件におきまして県と協議をしている中でイエローゾーン、この部分について一旦指定されたところをなくすというのはなかなか難しいであろうという返事をいただいております。あと、市街化編入抑制区域、ピンクの部分でございますけども、この部分については河川改修であるとか、そういう施設が改修されて、全県的にもう一回見直した中で市街化編入抑制区域でないという形で変更される可能性もあるという形では聞いてはおります。

次、2点目でございますけども、ただし書の部分でございます。このただし書になっている理由でございますけども、今でしたら農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地、要は第1種農地のことございまして、委員もよくご存じやと思いますけども、定められた区域やないと。現状の地形、環境の中で区域が定められるものなので、この区域が第1種農地ですよというのが具体的にはない。開発される時点において判断されるものなので、こういう形でただし書という扱いになっておるといふことでございます。

今後、さっき言われたようなトラブルを避けるためでございますけども、事前協議の中では当然うちのほうに照会、事前に来ていた部分につきましては、農林課と連携した中で確認してくださいねという形でも声かけはしていった中で、そういうトラブルにならないように今後気をつけていきたいと考えております。

以上です。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 ハザードエリアの指定除外ですけども、当然、河川改修等も、この河川の状況が悪いのでそういうエリア指定になっているかというふうに思いますので、いろんな可能な限りの行政

のご努力でこういう危険な地域を一つでも減らしていただくと。この第34条第11号に限らず、こういう環境の改善に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、別表の記載の内容でございますけれども、これ、対象となる大字は限られた大字になるのかなど。だから、個別案件でも結構ですので、対象となる地域の区長にはこの辺の過去のそういった事例も含めて、注意喚起をあらかじめしていただくことが望ましいかなというふうに思いますので、よろしくご対応のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

梨本委員長 ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

西川委員。

西川委員 今度は集積率の話を知りたいんですけども、まず第34条第11号の中で、ハザードエリアについては国の方針も踏まえて条例も変えてやっていく話やと思います。この集積率については県独自、奈良県の課題やということで、集積率を50%にしていくというところになっていると思いますけど、これ、結構ありましたよね、ほかの自治体。自治体があったと思うんですけど、指定されているところの。例えば大きいところでやったら、広陵町も多いですね。大和高田市も多いんですかね。そういうところも、県に言われて50%にしていこうというそういう動きになっているのかということと、それと、葛城市がこの50%にしていくということを決めたときに、先ほど増田委員のほうからもありましたけど、要はむっちゃもめると思うんですよ、50%にするというやつは、ほんまに。だから、例えば第1種農地から、今建物は建たへんからね、どっちにしたって。そういうところから外していくとかいう、そういう指標を市で決めていくんか。例えば今道路がついていないところに、今現在、要は建てることができひんところを整理して、その条件を葛城市として僕はしていかなあかんと思うんですよ。ある一定の何かしらの基準を決めやんと、これはむちゃくちゃもめると思うんですわ。そやから、そういうことをしていくんかというところ。その2点ですね。ほかの市町村も50%以上にしていく動きなのか。それと、していくんやったら、葛城市独自で何かしらの基準を決めていくんかというところをちょっと教えてほしいです。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

まず、集積率に対する他市町の動きでございます。県からの説明会自体は昨年の10月に行われたんですけども、それ以降に大和高田市が中心となった中で、高田土木事務所管内の指定している市町が集まった中でそういう話をさせてもらう場を設けさせていただいたんですけども、主にやっぱり集積率については減らしていく方向という形では聞いてはおります。ただその具体的な方法、これについてはほかのところにつきましても、その方法が今のところ見当がつかないという形でございます。

あと、今後の集積率の見直しの一定の基準、これが一番難しいのかなど。ただ、地権者の方に対してこっちがなくなってこちらは残るみたいな不公平感を生んでは駄目なので、西川委員がおっしゃるとおりに何らかの定量的な指標というか基準を設けていかなあかんということでは思っております。その中の現時点でも、確定じゃないんですけどもあくまで検討を

している内容としましたら、今言うていただいたような、増田委員も言われたような第1種農地と見込まれる、それはどこかの時点では切らなあかんですけども、ある時点において第1種農地であろうと見込まれる土地については除くであるとか、道路要件をクリアするのは難しいと思われるような土地であるとか、あと接道部分とその対象の土地の高低差がかなりあることによって造成に対してすごい費用がかかるよというようなところで、要はもともと開発が難しいんじゃないかなというところの土地、あと、最終的には地権者の方が、ここは農地をするさかいに指定から外してもらってもいいというような方がおられましたら、外すのも1つかなと。今現在、検討しているのはその4つあたりを考えた中で、今後、大字のほうとも相談させてもらえたらなと思っております。

以上です。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 そしたら、ほかの市町村も集積率は50%にしていこうという動きはあるけど、一緒ですよ、課題は。どうしたらええか分からんという状態で、自分らの基準もなかなか定めにくいと。それは多分、市町村によって全然変わってくると思います、行政によってもね。まず大字によっても変わってくると思うんですけど、でも、葛城市として先ほど言うたように一定の基準を持たんと、大字に行くのにも一応やっぱり、ここはまずはこういう形で葛城市としては決めたいんかというようなことをもって、あとは話をしていかなと、ほんまにそこはできひんのかなと。むっちゃ難しいんかなと思っておりますので、葛城市はどっちにしても集積率50%以上にして減らしていく方向にするということをお話されたということで確認をさせていただきます。

以上です。

梨本委員長 ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、昨年11月に議会議員の改選もあり、この3月で令和3年度も年度末となりますので、それぞれの事業の現在までの進捗状況について、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきましてご報告申し上げます。尺土駅前周辺整備事業につきまして、今回初めて説明させていただきます委員もおられますので、配付しております計画図を参照にしながら、簡単ではございますが全体の概要も含め説明させていただきます。

この事業は、尺土駅利用者の利便性の向上、安全確保などを目的として、平成21年度より進めております。区域といたしましては、西は葛下川付近から東は東の川までの約370メートルの延長となっております。今までの状況でございます。尺土駅の東側部分につきまして、

東の川に架かる橋梁及びツバキ・ナカシマの北側部分の道路改良工事約120メートル部分は既に完了しており、駅周辺についても一部歩道のみを完成しております。計画図の黒色の部分でございます。現在の状況でございますが、尺土駅西側に位置する葛下川に架かる新設橋梁の下部工事を施工しております。計画図の赤色の部分でございます。今後、橋梁の上部工、橋梁部分の護岸工事及び橋梁との取り合い部分の道路改良工事と順次実施していく予定をしております。計画図の赤色から緑の部分でございます。この道路の改良につきましては、橋梁西側につきましては完成形までを予定しております。東側につきましては、計画道路北側歩道部分を完成させ、車道部分につきましては仮舗装での供用を考えております。南側の歩道につきましては、駅前広場部分の工事着手が可能となった時点で進めていく予定をしております。駅前広場部分につきましては地下通路を南へ延長する必要があるため、ライフライン、上下水道管、ガス管でございます。を移設した後に、地下通路の整備から順次進めていく予定をしております。設計業務委託につきましては、現在、駅舎南側に直接接続するエレベーターの設計を含めた全体の詳細設計業務委託を令和4年1月に契約を交わしており、令和5年度中のエレベーターの供用に向け取り組んでおります。計画図の青色部分でございます。

次に、用地の取得の状況でございます。現在、広場部分におきまして、未契約者の1名の方と交渉を行っております。対象の方につきましては鋭意努力しておりますが、なかなか折り合いがつかず同意が得られていない状況でございます。事業認定を受ける準備も進めつつ、引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指しているところでございます。この事業認定の進捗につきましては、事業の必要性、代替案との比較などについて認定庁の奈良県と事前協議を行っており、引き続き早期の認定取得に向け進めてまいりたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

梨本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 ご報告ありがとうございます。先ほど部長のご報告がありましたように、葛下川のほうで今、橋台のほうを造る工事をされていまして、それが終わってからいわゆる上部構造、橋桁のほう、それをされると。この工事につきましては、今、私も前を通ったりとかするんですけども、従前の道路とかについてはさほど占有しないで、もともと通れなかったとか建物とかがあったところで工事をされているので、いいかなど。これについてはこのまま工事をされるので、特に通行とか、今後支障がないのかということの再確認と、それから、もう一つはエレベーターですね。これもこの橋が通ったらまた重機とかを運び込んだりとかして、エレベーター工事をされることになろうかと思うんですが、今エレベーターの周辺というのは空き地がありますので特に心配はしていないんですけども、現在、通行できているエリア、それについて工事をやっている最中、影響が出るもんかどうかということ。もし、まだ設計中だと思いますので、そこまで答えられるかどうか分からないんですが、分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

以上です。

梨本委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

吉村委員の質問についてですが、現在の橋梁の工事についても、これからの引き続きエレベーターの設置工事についても、車の通行は十分確保した中で工事をさせていただくという予定で行っております。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 車の通行、あと歩行者の通行、これについても従前どおりいけるというふうなことで理解いたしました。もともと狭いところで、特に駅とかの前にいますと、磐城小学校の子らとか、通学とかの姿を見ますので、また今後工事をされる際も、安全には特に気をつけてやっていただきますようお願いをしておきます。

以上です。

梨本委員長 ほかにご質問等ございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 この設計の東の川部分については今、重機等を使って工事を進めていただいて、どんどん進んでいくのかなというふうに、この西の部分につきましてはきれいになっていくなというイメージはあるんです。ただ、駅舎から交渉中の用地も含めまして、この部分についてお聞きをします。前回のご報告では、西から東に向いて走る車についてはこのエレベーターを設置する下側ですね。ここを直進で行って、東から西に向いて通行する車に関しては用地買収を終えているこのコの字型の部分に迂回するような形で、ここを一方通行的な形にするんだと、こういうふうな計画というふうに前回承りました。そのことに関する緑色で色を塗っていただいて進めていただくのかなと思ったんですけども、ここには色がついてない。現在業務中箇所というふうには書いているところにそれは入ってくるかと思うんですけども、私が心配するのは、このエレベーター設置の下に階段みたいなのがついていますよね。ここが今、既存の地下の道路の部分やと思うんです。ここは触れないと。そこから南の部分のこの狭いところで、これ、西向きと東向きとうまく交差できるのかな。その辺の心配をしているんです。その辺ちゃんと車幅も確保できますよということであれば安心なんですけども、この西向き、東向きの一方通行のさばきをどのように改善されるのかなというのが心配なので教えていただきたい。

それから、この地図では、私が前に心配しておった当初の計画はどこへ行ったというお話の中で、ちゃんと黄色い線でそもそも計画はこの計画で進めるけども、現状の段階では将来的にはこの黄色い高架も含めて予定はしているけども、現状を踏まえた結果、先ほど言ったような仮の道路で取りあえず工事を進めますと、こういう説明だったので、改めてその辺のところも含めてご報告をお願い申し上げます。

梨本委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。増田委員の質問についてです。

まず、一方通行の場合の取り回しの際の狭窄部のさばきの件なんですけど、地下道から上がる階段部分は確かに狭いんですけど、その先の東側についてもまだ歩道を予定している区

域、部分の用地がありますので、そこも使うと十分対向できる、道路を取り回せる形ができるかと思えます。

それと、当初の案についてという話ではございます。まずご指摘いただいたその黄色い部分というところですけど、駅前広場の中のこの黄色い部分は地下道を示しております。ここには歩道橋は書いてはございません。歩道橋の設置については、このエレベーターを造る際に踊り場をその歩道橋に接続するような形態として造りまして、今後、以前説明させていただいたとおり将来的に周辺道路の状況ですね、弁之庄・木戸線なり大和高田バイパスなり、尺土駅の乗降客の増減等々により設置を考えることとなるというところでございます。

以上です。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 まず、一方通行のさばきについては余裕といいますか、スペースがあるということを承知しました。ただ、工期ですね。ここのところが一番今、通りにくい状況なので、この工事の工期について改めてお聞きします。

それから黄色い線、これは平面で歩道等々の人の流れ、上空というか、高架じゃないよということ。それから、当初の計画については、もっともっと先の周辺道路の改良に応じて使っていこうと。つまりここのスペース、この迂回スペースの当初の目的が達成されるのは、その時期にしか達成されないと。現状このスペースはなかっても、これだけの用地を確保したけども、そこまでこの確保した用地は運用する必要がないと言うたら失礼ですけども、せっかくご協力願って用地を確保したにもかかわらず、当分の間、周辺環境が変わるまで当初の計画は進まないというふうに私は解釈したので、現在遊休している市有地についての有効活用も含めて活用できる方法、例えば仮の一時駐車場的なものを造るんだとか、めどが立つまでの間の有効な用地の活用についてもご検討願う必要があるのかなというふうに感じましたので、ちょっとお答えください。

梨本委員長 安川課長。

安川建設課長 先ほど説明させていただきました歩道の用地の部分についての歩道の施工の時期ということなのかなと思いますが。

増田委員 違う違う、一方通行のさばきの。

安川建設課長 それについては、先ほどさせていただいた将来的な話については歩道橋の設置の件でして、その分についてはエレベーターの設置に並行してしていくことになると思います。ただ、まだ未契約の用地が1件あります。その部分が解決すれば歩道の設置と地下道、その延伸、広場の設置、整備にかかっていくということでございます。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 ということは、一方通行化の工期というのはまだ当分の間、見通せていないというふうに解釈しました。首だけ振ってください。そういうことですね。迂回路の整備はされない。コの字型の部分、ここだけ再質問をさせていただきます。

梨本委員長 はい。

増田委員 コの字型の活用方法はいつになるのかだけ。前回、お示しいただきましたよね、資料でね。

西向きルートと東向きルートの迂回路を活用した仮の道路ですよというふうなお話を聞かせていただいた。その実施時期なんです。

梨本委員長 安川課長。

安川建設課長 安川です。

実施時期についてですが、それはエレベーターの設置あたりと並行して警察協議を行った上でやっていく、実施していく予定をしております。その部分については用地は確保できておりますので、あと形と安全対策と、その辺の状況を準備できた段階でやっていく予定でございます。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 それなら、グリーンに塗っといってくださいよ、ここ。色を塗っといってください。グリーンは令和4年度施工予定。ここを塗っといってくれはったら、私、しょうもない質問をする必要はなかった。予算、入っているんですかね、新年度予算に。またそれは別のところで。

もう一つは、用地も確保していただいてご協力願った土地の活用も、今後十分に遊休化せんと、活用する方法もご検討いただくようお願いしておきます。

以上です。

梨本委員長 ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

ないようであれば、次に、国鉄・坊城線整備事業の現在までの進捗状況について、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 続きまして、国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきましてご報告申し上げます。

国鉄・坊城線整備事業につきましても、配付しております計画図を参照願います。この事業は国道24号線の渋滞緩和や大和高田バイパスへのアクセスの改善を目指し、利便性の向上、地域の活性化を目的として、平成17年度より進めている事業でございます。区域につきましては、イムラ封筒西側から東向きに国道24号線を横断し、大字柿本から笛堂までの延長約1,400メートルでございます。大和高田市総合公園付近へと接続するものでございます。

現在の状況及び今後の計画でございます。計画図の黒色部分が整備が完了している箇所でございます。JRに工事委託しておりました架道橋、甘田川に架かる橋梁及び道路改良となっております。JR架道橋西側の接続部分の工事、構造体の取付工事が令和3年12月に完了しており、引き続き架道橋東側の接続部分の工事、計画図の赤色部分でございます。を同月に工事契約を締結し、現在施工中でございます。今後、ライフラインであります上下水道、ガス管、及び吉野川分水の本移設工事を予定しており、令和6年4月の開通を目指し進めているところでございます。道路改良の未施工部分につきましては、道路詳細設計の実施を予定しております。計画図の緑色部分でございます。

また、用地取得につきましては難航しており厳しい状況ではございますが、引き続き鋭意努力し、交渉していきたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

梨本委員長 ただいまご報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 地図を見させていただいたら、国道側からイムラ封筒の工場から東の方向に向かってJRの架道橋のところまではほぼほぼ黒い色、要するに完了もしくは改良が進んでおるなというふうにお見受けをいたしますが、一部、この架道橋の西側の薄い黒色、斜線じゃない黒色のところ、これは不明瞭なんですけれども、ここの工事というのがどのようになっているのかな。ちょっと見えないので、お聞かせください。要するにJR架道橋からもう少し東のほうにまで工事が進みますと、笛堂の地域にとって生活上非常に重要な西向きの道路が開通すると、生活にね。そこから東についてはおいおい進めていただくことも、これは用地買収等も含めて時間がかかる要素もあるかも分かりませんが、まずは西向きの集落から西向きの道路を早く開通させていただきたいというのが地域の思いであると思います。この道の抜けられない弊害というのは、日々の生活にとって非常に負担になっているのかなど。この地図でいきますと、中央部の青い四角の部分から北を向いて大和高田市のほうに抜ける道を迂回してという方法もありはありなんですけれども、葛城市内をつなぐ笛堂との重要な道路であるということになる。要するに市役所へ行くのにこの道。もう少し駅舎寄りの、踏切もありますけれども、狭いよねというふうなことも含めて、早くこの赤い部分は、近いうちに完了になるのかなというふうなことも推測できますけれども、この間、要するに架道橋工事等も含めて通れる時期についてお尋ねをします。

梨本委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。増田委員のご質問についてです。

JR架道橋の西側部分の工事がいつ頃であるかというところでございますが、これにつきましては今年度架道橋の取付工事が終わりました。その引き続きなんですけど、予定としては令和5年に工事を行うという予定となっております。

それと、JR架道橋の開通時期についてです。開通時期については、先ほど部長からも説明させていただいたとおり令和6年4月を予定しておるというところでございます。

以上です。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。令和6年4月ということで、今進んでおる工事については令和5年の工事着工でございますので、その完成に合わせて開通というふうな推測でございますけれども、一日も早くこの重要な道路、開通を目指してよろしく願い申し上げておきたいと思っております。

以上です。

梨本委員長 ほかに何か質問等ございますでしょうか。

ここで委員長を交代させていただきます。

(正副委員長交代)

松林副委員長 正副委員長、交代いたしました。

梨本委員長。

梨本委員長 それでは、今の増田委員の関連になるんですけども、この道路、非常に通れないことによって不便があるという声はよく聞いております。まだ令和6年4月の開通ということなんですけれども、先ほども少しご説明があったように、JR大和新庄駅の南側、北花内ですね、狭い踏切が3か所ほどあると。私がよく聞いているのはその辺の交通状況が、ここが開通していないことによって時間帯によっては非常に迂回する車で渋滞する、交通障害が起きているようなこともたまに聞いたりしております。また、迂回することによって道路が傷んでいる箇所が結構あるんだということを地域住民の方からよく聞いたりするんです。その辺の声が大字要望等も含めてどのように届いているのかということ質問を1つさせていただきたいんです。よろしくお願ひします。

松林副委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。梨本委員長の質問についてです。

苦情とか要望とかという話でございます。まず、先ほどおっしゃられた地区の方から直接、話はお聞きしております。それについては対処させていただいたというところでございます。以上です。

松林副委員長 梨本委員長。

梨本委員長 ありがとうございます。どうしても国鉄・坊城線は柿本地区と笛堂地区にかかってくるので、どちらかというとその下、北花内地区ですね、このJRの駅周辺になるんですけども、この辺りまでやはり影響が出ているということ聞いておりますので、そういった説明も含めてしっかり地域のほうにさせていただきたいなということを要望だけさせていただいて、質問とさせていただきます。ありがとうございます。

松林副委員長 正副委員長、所定に復位いたします。

(正副委員長交代)

梨本委員長 それでは、ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、本件につきまして以上といたします。

先ほど、消防の件に関しまして川村委員から質問がありました件、答弁できるということですので、答弁をお願いいたします。

吉村部長。

吉村総務部長 先ほどは大変失礼をいたしました。広域消防組合のほうに確認をさせていただきました。現行、定数25名中、市町村長は5名いらっしゃいます。第1区分でお一方、第4区分でお二方、第6区分でお一方、第7区分でお一方の5名でございます。今回の定数1増によりまして、議員の定数が6増えるという形になってございます。

以上です。

梨本委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申出があれば、許可いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は長時間、慎重審議ありがとうございました。委員の皆様から多数の質問、それに伴った要望等も出たことと思います。理事者の皆様におかれましては、こういった意見を踏まえた上で事業のほうを進めていただきたいということを切にお願いいたしまして、これをもって総務建設常任委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午後0時17分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

梨本 洪珪

総務建設常任委員会副委員長

松林 謙司